

## ☆自転車の危険運転に講習義務（14歳以上対象）☆

### <ポイント>

運転免許のいない自転車は年齢を問わず、誰もが気軽に利用できる便利な乗り物です。しかし、運転には細心の注意をしなければなりません。自転車は道路交通法上「軽車両」として扱われ、利用者が違反をすると処罰の対象になります。これまで見過ごされてきたような行為も厳しく取り締まられることになりました。

### <重大な事故につながる14項目を「危険行為」と規定>

①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者専用道徐行違反 ④通行禁止違反 ⑤路側帯の歩行者妨害 ⑥遮断機が下りた踏み切りへの立ち入り ⑦交差点での優先道路通行車妨害 ⑧交差点での右折車優先妨害 ⑨環状交差点での安全進行義務違反 ⑩一時停止違反 ⑪歩道での歩行者妨害 ⑫ブレーキのない自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反

### <安全運転義務違反の具体例>

○スマートフォンを使用しながらの運転 ○イヤホン、ヘッドホンを着用しての運転 ○傘さし運転 ○2人乗り（子供用椅子がついていればOK） ○2台以上の併走

### <罰則等>

○3年以内に上記危険行為を2回以上摘発された14歳以上の者は安全講習（3時間5700円）の受講が義務付けられる。  
○受講命令を受け3ヵ月以内に受講しなければ5万円以下の罰金が科せられる。

### ○浅口市育成センター運営委員会の開催

- ・日時 平成27年5月14日（木）15:00～16:00
- ・場所 浅口市中央公民館1階第一会議室
- ・内容 会長に阿藤 宅雄氏 副会長に今井 豊氏が選任されました。  
平成27年度浅口市青少年育成センター活動重点・活動計画概要等について協議しました。

### ○浅口市青少年育成指導員委嘱状交付並びに指導員連絡協議会総会・研修会の開催

- ・日時 平成27年6月23日（火）14:00～16:00
- ・場所 浅口市中央公民館2階大講義室
- ・内容 指導員20名に委嘱状を交付しました。  
平成27年度活動計画等について協議しました。  
玉島警察署生活安全課石田補導員から「青少年の現状と課題」というテーマでお話がありました。

# 危険がいっぱい

新入学・進級後の緊張感もほぐれ夏休みに入ると開放感から子供は非行に走り易くなります。

～非行防止は「家庭」「地域」から～

## 非行の兆し

- ・注意すると反抗したりふくれたりする
- ・服装、髪型、持ち物に気をつかう
- ・言い訳や嘘が多くなる
- ・家族と一緒に居ることを避けはじめる
- ・スマホ等の利用時間が増える
- ・帰宅時間が不規則になる
- ・趣味が変わる

## 注意信号

- ・服装、髪型が乱れる
- ・言葉遣いが悪くなる
- ・金遣いが荒くなり、使途がはっきりしない
- ・見慣れない友人とつき合う
- ・行き先を言わない
- ・見慣れない持物が増える
- ・夜間外出が多くなる
- ・成績が急激に下がる

## 赤信号

- ・無断で外泊する
- ・家出を繰り返す
- ・飲酒する
- ・公然と煙草を吸う
- ・学校を欠席する
- ・家のお金や品物を無断で持ち出す
- ・夜間活動が非常に多くなる

## 家庭ができること

【家庭は子供にとって人格形成の行われる最初の場所です】

- ★子供に無関心ではなく、子供の生活、顔色、服装、持ち物等に関心を持ち、出来るだけ話をする機会を増やしましょう。
- ★インターネット、スマートフォン、テレビやゲーム、携帯電話等、家庭できっちりルールを決めましょう。

## 地域ができること

【子供を正しく導くには、家庭や学校、関係機関等の努力だけでは足りません】

- ★あいさつ運動や声掛けを励行し、地域において日頃から子供達を温かく見守っていることを意識させましょう。
- ★有害な情報や環境から、子供たちを守ったり、児童虐待の発生予防や早期発見をするなど、地域ぐるみでサポートしていきましょう。



子供たちに非行のない楽しい夏休みを！！

